

## 令和3年度6月補正予算案概要(その2)

総括表

(単位 : 千円)

区分 会計名	前回までの 累計予算額	補正予算額	合計	当初予算に対する伸率(%)	前年度同期 予算額	対前年度 同期伸率(%)
一般会計	168,886,984	496,647	169,383,631	4.6	212,015,601	△ 20.1
全会計	312,879,984	496,647	313,376,631	2.4	357,009,601	△ 12.2

一般会計補正予算案の内容

(単位 : 千円)

事項	補正額	左の財源	説明
障がい福祉事務管理費 〔障がい福祉課〕	647	繰越金 647	障がい児通所給付費の返還債務がないことの確認を求める事業所からの訴えの提起に対応するため、訴訟代理人業務を顧問弁護士に委託します。 弁護士費用(着手金) 647千円 ※補正前 4,860千円 ⇒ 5,507千円
生活困窮者住居確保給付金 〔社会福祉第一課〕	40,000	国 30,000 繰入金 10,000	新型コロナウイルス感染症の感染拡大による離職・廃業又は休業等に伴う収入の減少により、住宅を喪失、又はそのおそれのある方々に対し支給している住居確保給付金に関して、令和3年5月28日付の厚生労働省からの事務連絡により、既に支給が終了した世帯への再支給(3か月)の申請期限が、令和3年9月末まで延長予定となったため、給付金の所要額を増額し、家賃の一部を助成することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。 ※補正前 40,000千円 ⇒ 補正後 80,000千円
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業 〔社会福祉第一課〕	300,000	国 300,000	新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、社会福祉協議会からの総合支援資金の再貸付が終了した又は不承認となったことで、さらなる貸付を利用できない世帯が、新たな就労や生活保護受給に繋がるまでの支援を行うため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対して、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を令和3年7月から支給します。
新型コロナウイルス感染症緊急事業者支援事業 〔商業政策課〕	156,000	国(交付金) 156,000	県の感染急増圏域(赤圏域)の指定の影響を受け、更には県独自の緊急事態宣言が発令されたことにより売上が減少した感染症拡大防止協力金を受給していない事業者に対し、事業者の経営安定化と事業継続を図るため、支援金を支給します。 対象： 【個人事業者】 ・市内に居住し、令和3年5月の売上が、前年又は前々年同月比で50%以上減少した事業者(感染症拡大防止協力金を受給した事業者を除く。) 【法人】 ・市内に本社を有し、令和3年5月の売上が、前年又は前々年同月比で50%以上減少した事業者(感染症拡大防止協力金を受給した事業者を除く。) 支給額：1事業者につき10万円

※表中の〔左の財源〕欄の〔国(交付金)〕は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を示している。